

固定資産税

固定資産税は、毎年1月1日現在で土地・家屋・償却資産（これらを「固定資産」といいます。）を所有している人が納める税金です。

■固定資産の種類

区 分	種 類
土 地	田、畑、宅地、山林、池沼、牧場、原野、雑種地など
家 屋	住宅、店舗、工場、倉庫、事務所などの建物
償却資産	土地、家屋以外の事業の用に供することのできる設備、機械器具など

■納税義務者

その年の1月1日（賦課期日）現在において、市内に固定資産を所有している人です。

ここでいう所有者とは

土 地…登記簿又は土地補充課税台帳

家 屋…登記簿又は家屋補充課税台帳

償 却 資 産…償却資産課税台帳（に登記又は登録されている人をいいます。）

※納税義務者が死亡した時は…

納税義務者が死亡した時は、その相続人が納税義務を受け継ぐこととなりますので、相続人の中から納税に関する書類の受領代表者を選んでいただき、「相続人代表者指定届出書」により資産税課まで届け出てください。

※共有資産の納税義務者は…

共有物である固定資産に関しては、共有者の全体をもって一の納税義務者として扱い、共有者が連帯して納付する義務を負います。共有者の中から納税に関する代表者を指定して書類を送付いたしますが、代表者を他の方にされる場合は「共有名義代表者変更届」により資産税課まで届けてください。

■税額の計算

$$\text{税額} = \text{課税標準額} \times \text{税率} (1.4 / 100)$$

■課税標準額

当該年度の価格（評価額）が原則として課税標準額となります。

ただし、土地の税負担の調整措置が適用されている場合や住宅用地のように課税標準の特例措置が適用されている場合は異なります。

土地・家屋については、地方税法の規定による固定資産評価基準に基づいて基準年度（3年ごと）に評価替えを行います。地目の変更、家屋の増改築などがあった場合を除き、原則として価格（評価額）は3年間据え置きます。ただし、土地の価格については、地価の下落があり、価格を据え置くことが適当でないときは価格の修正を行うこととなります。

また、償却資産については、取得価額をもとに、取得後の経過年数に応ずる価値の減少（減価）を考慮して毎年評価を行います。